

意 見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、個々の競技者と競技団体との間の紛争を仲裁又は調停により解決することを通じて、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする紛争解決機関であり、スポーツ仲裁・調停を通じた紛争解決手続を提供するとともに、その普及やスポーツ紛争の予防を目的とした教育啓発活動（理解増進活動）や仲裁調停制度の質の向上を目的とした調査研究などの事業も実施している。

第4期スポーツ基本計画においては、以下の項目について詳細な記載を盛り込んでいただきたく、重点的にご検討頂きますよう意見を申し述べさせていただきます。

1. スポーツ仲裁・調停の活用の推進、このための理解増進などの活動の推進
2. 自動応諾条項の対象とする紛争の範囲（主観的範囲）の拡大
3. 自動応諾条項の地方レベルのスポーツ団体での採択促進
4. スポーツ仲裁・調停制度を支える人材の資質向上及び待遇の改善
5. 紛争予防のための取組の強化（アウトリーチ活動、メンター派遣など）の推進
6. 将来にわたって安定的に紛争解決を行う体制の整備

上記の意見を申し述べるに到った背景は次の通りです。

はじめに 第3期スポーツ基本計画に国の施策について

第3期スポーツ基本計画では、スポーツ・インテグリティの確保の一環として、国は、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図り、紛争解決制度につき体制整備も含めた支援が目標として示された（第3期スポーツ基本計画69頁）。

具体的施策として

ア 国は、スポーツ団体やアスリート等に対するスポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、N Fに加えより多くのスポーツ団体がスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択すること等で適切な紛争解決制度が構築され、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。

イ JSAAは、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決促進のため、国の支援も受けつつ、スポーツ仲裁・調停制度の見直し等を行い、財務基盤や人的資源を含めた体制の整備を図る。

が示されている。

以下、各項目ごとに第4期基本計画に盛り込んでいただきたい事項の現状と課題、そして具体的施策について整理します。

1. スポーツ仲裁・調停の活用の促進

ア 現状

近年のJSAAにおける、スポーツ仲裁の件数は、以下のとおりである。

過去10年間の仲裁件数（スポーツ仲裁・ドーピング仲裁・特定仲裁）										
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
申立件数	9	9	8	19	13	8	12	18	12	20
うち不応 諾件数	2	0	0	8	1	0	2	1	0	2

過去10年間の調停件数										
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
申立件数	0	1	3	6	1	3	3	7	2	0
うち不応 諾件数	0	1	2	2	0	0	0	3	2	0

上記のように、ここ10年間において申立件数は増加しており、徐々にではあるがスポーツ紛争を解決する手段として仲裁・調停の制度の認知が進んできている。

一方で、JSAAの問合せ窓口に対する相談の中には、JSAAが仲裁などの手続きを提供する機関にもかかわらず、スポーツ団体に対して積極的な調査や関係者の処分を行うことを期待するものも少なからずある。

イ 課題

我が国のスポーツ活動は、様々な団体が様々な競技レベルにおいて幅広く行われていることを考えると、スポーツ界には膨大な数の紛争が存在し、その中には、仲裁や調停で解決することが相応しいものも数多くあると考えられることや、上記のようなJSAAの役割や機能に対する誤解に基づく問合せが少なからずあることから、スポーツ仲裁・調停の制度がスポーツ関係者に必ずしも十分に活用されているとは言えない状況にある。

このように、スポーツ仲裁や調停の利用は、徐々にではあるが進んできており、我が国のスポーツ活動やスポーツ団体の運営が透明性をもって行われ、スポーツ関係者のすべての権利が十分に保障されるためには、仲裁・調停がさらに認知・理解され、活用されることが求められており、以下のような対応が必要となると考えている。

ウ 具体的施策

スポーツ仲裁・調停についてのスポーツ関係者の認知と理解の推進を図る。

これまで国民スポーツ大会におけるアドバイザリーチーム活動やスポーツ団体へのメンター派遣などの活動を通じて、JSAAのおこなうスポーツ仲裁や調停へのスポーツ関係者の認知は、進んできているものの、いまだ、十分ではなく、紛争が生じてもJSAAの存在自体を知らない（地方団体へメンター派遣でも、そもそもJSAAとはどんな団体か、スポーツ仲裁・調停とは何かというところからの説明が必要な場合が多い）ことから競技者などが仲裁や調停を利用しようとの考えに至らない場合も多いと想定され、スポーツ仲裁・調停制度のスポーツ関係者へのさらなる啓発をおこなう。

調停制度の利用は、2015年から2024年までの10年間で申立件数26件（うち不応諾10件）と仲裁に比べて利用が進んではいない状況である。調停については、両当事者が調停人という第三者を交え、合意を形成していくもので、紛争の円滑な解決を図っていく有力な手段であり、特にその後も当事者が当該スポーツ活動を続けることを前提とすると相互理解と円満な関係の構築・維持を図るという点で有用であることから、調停についての、制度そのものやそのメリットについて、スポーツ団体や競技者などに周知を図る。

2. 自動応諾条項の対象とする紛争の範囲（主觀的範囲）の拡大

ア 現状と課題

NF の自動応諾条項の採択は進んできているものの、対象が懲戒処分に限定され、代表選考などのその他の決定が自動応諾に含まれていなかつたり、申立ての期間が短いなど、実質の担保がなされていない場合も見られることから、今後は、自動応諾条項の採択推進とともに内容の適正化にも取り組むことが必要となっている。

イ 具体的施策

まずは、NF 各団体の自動応諾条項について、その範囲や制定方法について調査を行うとともに統轄三団体と協力して、NF 段階での制限のない自動応諾条項の採択を図る。

3. 自動応諾条項の地方レベルのスポーツ団体での採択促進

ア 現状と課題

仲裁申立ての内容を見ると、国を代表するクラスの選手や指導者が国レベルの団体を被申立人として申立てを行うものだけではなく、一般の選手や指導者や地方レベルスポーツ団体が対象となるものも目立ってきている。

スポーツ仲裁については、仲裁を行うためには、競技団体と競技者などとの間で仲裁を行うことの合意（仲裁合意）が必要となるが、仲裁制度を活用しようとしても、仲裁合意が成立せず、仲裁不受理となった件数も、無視することができない状況にある。

特に、ガバナンスコードが作成され、中央競技団体については、自動応諾条項の採択が取り上げられたことから、中央競技団体(NF)においては、自動応諾条項の採択が進んできている。

一方、地方競技団体においては、自動応諾条項の採択が進んでいるといえず、不応諾となった事例の多くは、地方競技団体を対象とするものであり、今後、地方競技団体における自動応諾条項の採択が進むように働きかけを行い、少なくとも法人格を取得する程度の運営体制を整えている団体は、自動応諾条項を規定することが必要である。

イ 具体的施策

各県のスポーツ協会と連携して研修会などを実施して地方競技団体レベルのスポーツ団体への自動応諾条項の採択状況把握と推進を図る。

4. スポーツ仲裁・調停制度を支える人材の資質向上及び待遇の改善

ア 現状と課題

JSAA では、仲裁を行う仲裁人について、その候補者のリストを作成し公表しており、200 人を超える専門家が掲載されている。

仲裁人は、3 名でパネルを構成する場合、当事者がそれぞれ 1 名を選定し、2 名の仲裁人が 3 名目を選定することとなっている。仲裁の件数が 10 件から 20 件程度であること及び当事者が選定を行うことから、一部の候補者に担当が集中する傾向があり、一部の候補者の負担が増大する一方、多くの候補者が実際の仲裁を経験することは難しい状況がある。

今後のスポーツ仲裁の利用の促進を考えると、候補者全員の資質の向上を図り数多くの候補者が実際の仲裁を経験することが、求められている。

また、スポーツに関する紛争は国際化が進んでおり、国内の紛争解決に当たっても、海外の紛争解決機関、典型的にはスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports）における判断例や、国際競技団体における規則や議論を参照する必要が生じることが少なくない。しかも、アンチドーピング事案におけるようにスポーツ仲裁裁判所への上訴の可能性があったり、スポーツにおけるインテグリティ推進の必要などから、一般の裁判制度のように、それら海外における知見等についての主張・立証を完全に当事者に委ねることも妥当でない。

そのため JSAA として、海外の関係諸機関と交流を図り、知見の獲得を維持・推進する必要がある。

イ 具体的施策

仲裁人候補者等の関係者の資質向上のための研究会の開催と仲裁人等の関係者への報酬の増額などの待遇改善を行う。

また JSAA 関係者を積極的に海外の関係諸機関や国際会議等に派遣・出席させ、人的関係の構築と知見の獲得を図る。

5. 紛争予防のための取組の強化（アウトリーチ活動、メンター派遣など）の推進

ア 現状と課題

スポーツ団体の活動が透明性をもち公平公正に行われていくことが、スポーツにおける紛争の発生を未然に防止することとなる。

JSAAにおいても、JSAAの限りあるリソースを有効に活用する観点からも、紛争自体減少することが重要と考えている他、紛争解決において得られた知見が紛争予防に有用であることから、迅速・公正な紛争解決とともに、紛争の発生しない団体運営の指導を業務のもう一つの柱として位置付けている。

そのため、スポーツ団体のガバナンスの強化のために、スポーツ団体が行う会議や研修会などの機会にスポーツ団体の求めに応じてメンターを派遣してガバナンス強化のための指導を行ってきてている。

メンター派遣の要請は、近年は、地方のスポーツ団体からの要請が多く、県レベルのスポーツ団体おいてもガバナンスの強化に力を入れて姿勢がみられるが、地方スポーツ団体の場合、ガバナンスコードとは一体何か、何のために定められたのかというところからの説明が必要である団体もみられることから、各県のスポーツ協会と協力して体系的に啓発をしていく体制を構築していくことが求められている。

イ 具体的施策

スポーツ団体へのメンター派遣の実施を進める。特に地方スポーツ団体など運営体制が万全とは言えない団体への派遣を進める。

6. 将来にわたって安定的に紛争解決を行う体制の整備

ア 現状と課題

JSAAへの仲裁、調停の申立ては、着実に増加の傾向を見せており、現在は、年間20件程度の申立てが行われる状況となっており、今後も増加が見込まれている。

しかしながら、紛争解決を行う体制の維持・拡充については、人的・財政的基盤が脆弱である点が課題となっている。

例えば、現在、仲裁調停の進行管理（申立の要件チェック、仲裁人の選定、審問の開催、仲裁判断の決定に伴う各種の事務手続）について担当する職員は1名であり、専門的な知識を持ちケースマネジメントを行う弁護士も非常勤であることから、現在においても案件の輻輳時において業務過多となっている。

今後、取扱い案件の増加や事務負担の大きい弁護士の代理人を立てない本人申立ての増加を考えると、人的基盤整備のために更なる人員の増員が必要とな

ると見込まれる。

他方で、そのような人員の増員を実現するための財政的基盤は十分なものではない。運営資金については紛争の当事者である利用者に負担してもらうことも考えられるが、選手や指導者などの申立人の経済状況を考慮して、申立料金は、低廉なもの（仲裁5万5千円）に抑えることが必要である。

裁判による紛争解決も想定される商事仲裁等が対象とする紛争とは異なり、スポーツに関する紛争については、スポーツ仲裁を裁判に代替する制度として機能させることが必要であり、当事者の紛争解決へのアクセスを確保するためにも、申立て料金を高額なものとすることはできないのである。

このように、現状としては、人員の増を行うことは、財政的に困難である。さらに、仲裁人や非常勤の弁護士も通常の業務の報酬に比べて相当低い報酬しか設定できていない状況であり、財政的基盤の脆弱性が歪みを生じさせている。

イ 具体的施策

将来わたって安定的にスポーツ仲裁及び調停の業務が安定的に行っていけるよう、人的・財政的基盤の強化が喫緊の課題であり、関係機関が協力して組織の設置形態をふくめ、人的・財政的基盤の強化に関しての検討を行なう。